○財務省・農林水産省告示第二十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百三十六号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

表奈良県の項中「、御所市及び吉野郡川上村」を「及び御所市」に改め、同表佐賀県の項を削る。

○農林水産省告示第二千六百七十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百七十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

「年一厘」を「年二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百七十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千六百七十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四九四、六〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四二七、五〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二〇九、四〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一三一、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二八五、三〇〇円

○農林水産省告示第二千六百七十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十六年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	一、九六〇円　一、七六〇円　一、五七〇円　一、三七〇円　一、一八〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、二五〇円　一、九六〇円　一、七六〇円　一、五七〇円　一、三七〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、五四〇円　二、二五〇円　一、九六〇円　一、七六〇円　一、五七〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第二千六百七十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十六年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。